

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先 011-709-2311 内線4467、4487

令和8年3月27日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望					借受参考 貸付料等 (※6)	事務所等	担当	電話番号	備考	
				買受 要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受可能 期間						借受要望 受付期間
					前入札時 の最低売却 価格(円)	前入札の 公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)							
1	札幌市中央区 北4条西17丁目19番6、同 番22	宅地	1,886.95	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
2	札幌市中央区 南9条西23丁目1番1	宅地	5,198.35	×	—	—	×	×	×	×	—	—	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	無償貸付け (R8.6.30ま で)
3	札幌市豊平区 水車町1丁目88番3	宅地	1,805.62	○	—	—	×	×	×	×	—	—	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
4	札幌市豊平区 月寒東2条17丁目41番156	宅地	15,190.47	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
5	札幌市豊平区 美園9条8丁目2番1	宅地	4,213.50	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
6	札幌市南区 川沿10条1丁目477番62	宅地	11,968.12	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
7	札幌市南区 真駒内本町2丁目17番82	雑種地	13,772.87	×	—	—	×	×	×	×	—	—	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	無償貸付け (R8.6.30ま で)
8	札幌市南区 真駒内南町6丁目17番2	宅地	19,614.31	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
9	札幌市西区 西野9条3丁目408番28	宅地	2,514.81	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
10	北広島市 大曲末成5丁目80番	雑種地	218.87	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
11	石狩市 浜町32番1のうち	雑種地	74,709.60	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	
12	石狩郡当別町 字茂平沢3061番70	宅地	266.00	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第2統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先の通り	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月種）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月種）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。